令和 5（2023）年 9 月
愛知文教大学

愛知文教大学における生成 AI の利用に関するガイドライン

令和 4（2022）年 11 月に公開された ChatGPT は、公開からわずか 2 か月で月間ユーザーが 1 億人を超えたと言われます。ChatGPT の他にも、さまざまな生成 AI が開発・公開されて急速に普及しており、その利便性が強調される一方、さまざまな懸念や弊害も指摘されるなど、社会全体に大きな影響が及んでいます。大学もむろん例外ではありません。本学のすべての学生および教職員が生成 AI の特性を十分に理解し、適切に利用することができるよう、以下にガイドラインを示します。

なお、生成 AI（または生成系 AI）とは、機械学習モデルを利用して文章や画像などのコンテンツを作成することのできる人工知能の一種です。すでにさまざまな生成 AI が使われていますが、このガイドラインは主として以下のものを対象とします。

（１）文章生成 AI（ChatGPT, Bard, BingAI など）
（２）画像生成 AI（Stable Diffusion など）
（３）動画生成 AI（Make-a-Video, Phanaki , Runway Gen 2 など）
（４）音声生成 AI（VALL-E , Amper Music など）

Ⅰ. 学生のみなさんは、以下の点に留意してください。

1. 生成 AI が出力するコンテンツを自分の制作物とすることの禁止

生成 AI が出力するコンテンツをそのままレポートや卒業論文・研究、プレゼンテーションなどに利用して自分の制作物として提出することは、剽窃（ひょうせつ）（他者の文章や主張の内容などを盗みとり、自分のものとして発表する不正行為）とみなされることがあるうえ、自分で考えて「ことば」を紡ぎ出す力の育成を妨げ、学修効果を大きく損ないます。これは「ことば」を学修キーワードとして掲げる本学では、容認することはできません。

2. 生成 AI の学修における利用

他方、学修においてブレインストーミング（新たな発想を生むためにさまざまなアイデアを出すこと）、論点の洗い出し、情報収集、文章の校正、翻訳等のために補助的に利用することは可能です。ただし、生成 AI を自分の制作物に利用する場合は、使用した生成 AI の種類と使用法、および使用した箇所を文章中に明記する、ないしは口頭で述べてください。部活動や学生自治会活動等において学内外に成果を公表する場合も同様です。

各授業における生成 AI の利用については、担当教員に確認し、その指示に従ってください。また、部活動や自治会活動等では顧問教員にアドバイスを受けてください。

3. 情報の検証

生成 AI が出力するコンテンツには事実と異なる誤った内容（ハルシネーション）が含まれていることが多いため、その情報が正しい内容かどうかを信頼性の高い別の情報源にあたって確かめるなど、必ず検証してください。

同様に、生成 AI は差別や人権侵害にあたるようなコンテンツを出力することもあります。むろんそのようなコンテンツを利用してはいけません。この点にも十分に注意してください。

4. 著作権に関する注意

生成 AI はインターネット上のデータを AI が学習してコンテンツを生成するため、利用者が知らないうちに著作権侵害とみなされるおそれがあります。生成 AI が出力したものを利用する際には、必ず出典を確認するなど、他者の著作権を侵害しないよう十分に注意してください。

5. 個人情報・機密情報の入力禁止

生成 AI に情報を入力すること（プロンプト）により、利用者にその意図がなくても情報が流出するおそれがあります。自分または他者の個人情報や未公開の論文・研究内容等、本学関係者のみに知らされている情報などの機密情報等を入力してはいけません。

Ⅱ. 教職員は上記の事項に加え、以下に留意してください。

1. 業務での生成 AI 利用

学生への留意事項 2 と同様、生成 AI を利用して制作したものを学内外に公表する際には、使用した生成 AI の種類と使用法、および使用した箇所を明記するようにしてください。とくに教員は、論文など研究成果は言うまでもなく、授業の資料・課題・シラバス、さらにはティーチング・ポートフォリオなどの作成に生成 AI を利用した場合は、必ず上記の情報を示してください。

2. 学生への適確な指示

教員は各科目において生成 AI の利用をどのように扱うか、学生に指示してください。その際には、一律に利用を禁止することは現実的ではありません。このガイドラインに沿って、科目ごとにふさわしい方針をとってください。

なお、科目によっては生成 AI を利用した課題等を課すこともありえますが、その際には、通信環境の相違など学生の状況を勘案し、不公平が生じないようにご配慮ください。

3. 課題の再考

学生に生成 AI が出力したものをそのまま課題として提出することを禁じるだけでなく、そのようなやり方が通用しないような新たな課題を考案することも、ぜひ積極的に試みてください。

生成 AI 普及後の学修における課題のあり方や授業での利用法については、教員個々の取り組みにとどまらず、FD 活動において組織として取り組む必要があると考えます。

なお、生成 AI と著作権の問題について詳しくは、文化庁の令和 5 年度著作権セミナー「AI と著作権」の講演映像および講演資料をご参照ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93903601.html

生成 AI をめぐる状況は刻々と移り変わっています。本学は状況の変化に即して、学生、教職員の意見も取り入れながら対応していきます。みなさんも生成 AI の今後の進展に注視してください。

以上